

塩谷町選管告示第20号

令和7年6月1日現在における地方自治法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和7(2025)年6月2日

塩谷町選挙管理委員会委員長 蓼沼 稔

塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	174人
塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数	1,451人
塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,902人